

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第四十二号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十号中「十二を十三」とし、「九から十一までを十から十二まで」とし、同号八中「営業」を「旅館業」に改め、同号八を同号九とし、同号七中「第七条の二」を「第七条の二第一項から第三項まで」に改め、同号七を同号八とし、同号六中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「若しくは検査させる」を「検査し、若しくは質問させる」に改め、同号六を同号七とし、同号五の次に次のように加える。

(六) 法第六条第一項の規定により、宿泊者名簿の提出を要求すること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。  
第二十一号を次のように改める。

二十一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下本号において「法」という。）、住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号。以下本号において「規則」という。）及び奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十五号。以下本号において「条例」という。）中次の事項を行うこと。

- (一) 法第三条第一項に規定する届出を受理すること。
- (二) 法第三条第四項の規定による変更の届出を受理すること。
- (三) 法第三条第六項の規定による届出を受理すること。
- (四) 法第八条第一項の規定により、宿泊者名簿の提出を要求すること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。
- (五) 法第十四条の規定による報告を受理すること。
- (六) 法第十五条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (七) 法第十六条第一項の規定により、業務の停止を命ずること。
- (八) 法第十六条第二項の規定により、住宅宿泊事業の廃止を命ずること。
- (九) 法第十六条第三項の規定により、住宅宿泊事業者に通知すること。

(十) 法第十七条第一項の規定により、報告を求め、又は職員に立ち入り、検査し、若しくは質問させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(十一) 法第四十五条第二項の規定により、報告を求め、又は職員に立ち入り、検査し、若しくは質問させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(十二) 規則第四条第五項の規定により、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出を求めること。

(十三) 規則第四条第七項の規定により、届出番号を通知すること。

(十四) 条例第六条の規定による過料に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。